

後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 7 月 9 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（受）第 1856 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 民法 709 条、自動車損害賠償保障法 3 条、民事訴訟法 117 条

【掲 載 誌】 民集 74 巻 4 号 1204 頁、裁時 1747 号 14 頁、判時 2471 号 49 頁、判タ 1480 号 138 頁、
金判 1608 号 8 頁、金法 2157 号 56 頁、自保ジャーナル 2068 号 1 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25570946

早稲田大学講師 加藤甲斐斗

事実の概要

X（事故当時 4 歳）は Y₁ が運転する大型貨物自動車に衝突された（以下、この衝突事故を「本件事故」という）。本件事故により X には高次脳機能障害の後遺障害が残り、これにより X は労働能力をすべて喪失した。

X は、Y₁ 及び加害車両の保有者である Y₂ に対して損害賠償を求めるとともに、加害車両につき Y₂ との間で対人賠償責任保険契約を締結していた保険会社である Y₃ に対しては同保険契約に基づき、Y₁ 又は Y₂ と X との間の判決の確定を条件に、上記損害賠償の額と同額の支払を求めた。また、X は、本件後遺障害による逸失利益として、その就労可能期間の始期である 18 歳になる月の翌月からその終期である 67 歳になる月までの間に取得すべき収入額を、その間の各月に、定期金により支払うことを求めている。

第一審及び控訴審ともに、本件後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となることを判示した。

控訴審判決に対して、Y₁ らは、上告受理の申立てを行った。

判決の要旨

上告棄却。

1 本判決は、不法行為に基づく損害は不法行為時に発生するため、後遺障害逸失利益に関してその額を算定した上、一時金賠償による方式を求めることができるが、後遺障害逸失利益は、将

来にわたり逐次現実化する性格を持つため、その額は将来予測や擬制の下、行わざるを得ず、したがって、かかる手法により算定した損害額と現実化した損害額との間に大きな乖離が生ずる可能性があることをまず指摘した上で、以下のように判示した。

「民法は、不法行為に基づく損害賠償の方法につき、一時金による賠償によらなければならないものとは規定しておらず（722 条 1 項、417 条参照）、他方で、民訴法 117 条は、定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えを提起することができる旨を規定している。同条の趣旨は、口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害については、実態に即した賠償を実現するために定期金による賠償が認められる場合があることを前提として、そのような賠償を命じた確定判決の基礎となった事情について、口頭弁論終結後に著しい変更が生じた場合には、事後的に上記かい離を是正し、現実化した損害の額に対応した損害賠償額とする」ことにあることを指摘する。

「そして、不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、また、損害の公平な分担を図ることをその理念とするところである。このような目的及び理念に照らすと、交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害につき、将来において取得す

べき利益の喪失が現実化する都度これに対応する時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに、上記かい離が生ずる場合には民訴法117条によりその是正を図ることができるようにすることが相当と認められる場合があるというべきである。

以上によれば、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、上記目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となるものと解される。」

2 「交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について一時金による賠償を求める場合における同逸失利益の額の算定に当たっては、その後に被害者が死亡したとしても、交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、同死亡の事実就労可能期間の算定上考慮すべきものではないと解するのが相当である……。上記後遺障害による逸失利益の賠償について定期金という方法による場合も、それは、交通事故の時点で発生した1個の損害賠償請求権に基づき、一時金による賠償と同一の損害を対象とするものである。そして、上記特段の事情がないのに、交通事故の被害者が事故後に死亡したことにより、賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者ないしその遺族が事故により生じた損害の填補を受けることができなくなることは、一時金による賠償と定期金による賠償のいずれの方法によるかにかかわらず、衡平の理念に反するというべきである。したがって、上記後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずる場合においても、その後就労可能期間の終期より前に被害者が死亡したからといって、上記特段の事情がない限り、就労可能期間の終期が被害者の死亡時となるものではないと解すべきである。

そうすると、上記後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定

期金による賠償の終期とすることを要しない」。

3 本判決には小池裁判官の補足意見があり、①定期金賠償を命ずる判決確定後、被害者が死亡した場合には、支払義務者は、117条を適用ないし類推適用して、一時金賠償による賠償に変更する訴えを提起する余地があること、②定期金による賠償の対象となることが相当と認められる場合の考慮要素として、債権管理の負担、中間利息の控除による利害を重視すべきではないことを指摘する。

判例の解説

一 後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性

定期金賠償とは、確定又は不確定期間に、定期的に履行期の到来する回帰的、反復的な金銭給付を求める賠償方式である¹⁾。「不法行為に基づく損害は不法行為時に発生する」という判例理論を前提とすれば、後遺障害逸失利益に関しても一時金賠償方式による救済を求めることは可能であるが、倉田判事により定期金賠償の可能性が示唆されて以降²⁾、裁判例や学説も後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性を肯定することにつき好意的な態度を示してきたように思われる³⁾。さらに、平成8年民事訴訟法改正によって制定された、117条の立案担当者も定期金賠償の対象として後遺障害逸失利益が含まれることを前提としていた⁴⁾。

もっとも、後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性をめぐる議論は、最判平8・4・25(民集50巻5号1221頁。以下、「最判平8年」という)を契機として大きな転換を迎えた。すなわち、最判平8年は、「労働能力の一部喪失による損害は、交通事故の時に一定の内容のものとして発生しているのであるから、交通事故の後に生じた事由によってその内容に消長を来すものではない」旨判示した。この最判平8年については、後遺障害逸失利益は不法行為の時点で具体的かつ確定的に発生している損害であることを前提としている、と理解することも可能であり(=ゆえに交通事故後の事由は損害の内容に影響を及ぼさない)、かかる理解を前提とするのであれば、後遺障害逸失利益は回帰性を有する損害ではなく、およそ定期金賠償の対象にはならないということとなる。

最判平8年以降は、後遺障害逸失利益の損害

としての具体性、確定性を根拠として、後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性を否定する裁判例⁵⁾や学説⁶⁾も登場する一方、最判平8年は、「後遺障害の程度（労働能力喪失率）についての事情変更については判示していないこと、被害者が事故後に死亡した場合、事故と死亡との間に相当因果関係があって死亡による損害の賠償をも請求できる場合は死亡後の生活費を控除することができること」等から、後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性を肯定する余地があるとする見解も主張されていた⁷⁾。

本判決は、定期金賠償を否定する民法の規定の不存在、117条の趣旨、損害賠償制度の目的（現実の損害の填補）及び理念（損害の公平な分担）の3つの根拠を挙げて、損害賠償制度の目的及び理念に照らし、「相当と認められる場合」（以下、「相当性要件」という）には、後遺障害逸失利益も定期金賠償の対象となることを明らかにした。「不法行為に基づく損害は不法行為時に発生する」という判例理論はあくまでも被害者の救済のための便宜であるにすぎず、かかる便宜が定期金賠償方式によって、被害者が現実に発生した損害の填補を求めることを否定するものではなく、むしろ定期金賠償による方式を認めることが損害の公平な分担という理念に奉仕する可能性があることを重視したものと考えられる。もっとも、本判決が認める定期金賠償は、あくまでも抽象的損害算定を受けた逸失利益総額を各月毎に分割して支払うことを要求するものであり、逐次現実化する損害額を各月毎に支払うことを要求する性格のもの（つまり、回帰的給付を求めるものではない）ではないことには注意を要する。

この相当性要件の考慮要素については小池裁判官が補足意見を述べている。補足意見によれば、相当性要件は定期金による賠償制度の趣旨、117条の要件との関連性等を考慮して決すべきであり⁸⁾、債権管理の負担や中間利息控除に関する利害は重視すべきではないとする。もとより、被害者側が一時金賠償による方式を採用せず、後遺障害逸失利益が現実化した段階で逐次訴訟を提起するのであれば、支払義務者は、その間、債務を管理しなければならず、また、損害を現在価値に引き直すことによる中間利息の控除を受けることはできないのであるから、後二者を考慮要素として重視しないことは妥当であるといえよう。このよ

うに理解する限り、相当性の問題は、基本的には被害者が定期金賠償方式による賠償を求める損害の性質、すなわち、将来継続的に発生する損害あるいは将来逐次現実化する損害に当たるか否か、という問題に帰着することとなる。

二 定期金賠償の終期

本判決以前は、「原告が死亡すれば打ち切り」として被害者の死亡が賠償の終期である、と解されてきた⁹⁾。また、最判平8年以降の議論として、被害者が一時金賠償方式による救済を求める場合、裁判所が定期金賠償を命ずる判決をする際には、「死亡または満〇〇歳に達するまでいずれか早い方の時期に至るまでの間」の主文が選ばれるべきであるとの指摘もあったところである¹⁰⁾。

本判決は、一時金賠償の方式と定期金賠償の方式とで訴訟物とする損害賠償請求権や対象とする損害は異なること、一時金賠償による方式と定期金賠償による方式とで被害者の死亡を斟酌することの要否についての取扱いを異にするのは「衡平の理念」に反すること、以上の2つを挙げて、特段の事情がない限り、定期金賠償の終期を被害者の死亡時とする必要はないとした。117条が規定する変更の訴えは抽象的損害計算¹¹⁾を受けた損害額と将来具体化した際における損害額との著しい乖離を是正するための装置である、と理解する限り、定期金賠償による方式も一時金賠償による方式と同様、原則として抽象的損害算定を受けた既発生の損害の賠償を求めることとなる。したがって、両者は「賠償方式」として異なるに過ぎない（＝ゆえに両者で結論を異にするのは衡平の理念に反する）ということであろう。

確かに一時金賠償方式と定期金賠償方式は、抽象的損害算定を受けた損害額と将来現実化した損害額との間に著しい乖離が生じた場合において、その乖離を是正する法的論拠はそれぞれ異なっている（一時金賠償方式は一部請求論¹²⁾により、他方、定期金賠償方式は117条により乖離を是正することとなる）。しかしながら、各方式において賠償を命ずる判決の既判力の強度の差異や損害額に著しい乖離が生じた際における事後処理の差異をもって、一時金賠償による方式と定期金賠償による方式とで被害者の死亡を斟酌するかについての取扱いを異にすることが衡平の理念に反しないとの結論と導くことは妥当ではない。むしろ、一時金賠

償による方式と定期金賠償による方式とで被害者の死亡を斟酌することの要否を異にすると解すると、被害者側が定期金賠償による方式による救済を求めた後、訴訟係属中に被害者が死亡した場合には、被害者遺族は賠償方式を定期金賠償方式から一時金賠償方式へと変更することとなるが、被害者の死亡時期によって加害者の賠償義務の総額が大きく異なることとなる。一時金賠償による方式と定期金賠償による方式とで被害者の死亡の際の処理を統一し、定期金賠償による方式においても不法行為後における被害者の死亡は、賠償義務の成否や内容には原則として影響しないと解することによってかかる事態も防止されることとなるう。

三 小池裁判官の補足意見——定期金賠償から一時金賠償への転換

定期金賠償を命ずる判決確定後、被害者が死亡した場合、小池裁判官は、117条の直接適用あるいは類推適用によって、一時金賠償を命ずる判決へ変更する可能性を示唆する¹³⁾。この意見は、被害者死亡後における後遺障害逸失利益の定期金賠償を否定する裁判例と整合性を図りつつ、被害者死亡後における定期金賠償は、あたかも被害者を「利益を生み出す機械」として扱うことにならないか、という疑問¹⁴⁾に回答しようとするものであると考えられる。

もっとも、117条は既判力を解除する規定であるが¹⁵⁾、一時金賠償を命ずる判決が定期金賠償を命ずる判決に包含されるかについては疑問がある。さらに、被害者死亡後における後遺障害逸失利益の定期金賠償対象性を否定する見解は、被害者死亡の時点で当該逸失利益は具体的かつ確定的な損害となったことを論拠とするものと解されるが、被害者死亡後もなお賃金その他水準の変更の可能性が存在することを考慮すると、むしろかかる可能性を考慮して定期金賠償による方式を求めた被害者の意思を重視すべきであり、継続的な支払義務の解消を図る必要性は乏しいように思われる¹⁶⁾。

●——注

- 1) 高田裕成「定期金賠償判決と変更の訴え」竹下守夫編集代表『講座新民事訴訟法Ⅰ』（弘文堂、1998年）171頁等。

- 2) 倉田卓次「定期金賠償試論」同『民事交通訴訟の課題』（日本評論社、1972年）99～123頁（初出1965年）。
- 3) 楠本安雄「定期金賠償」判タ212号（1967年）134頁、江藤价泰「判決において定期金賠償を命ずることの可否」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座（3）交通事故訴訟』（日本評論社、1962年）302頁等。
- 4) 法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』（商事法務研究会、1996年）131頁。
- 5) 東京地判平18・3・2判時1960号53頁。
- 6) 三木浩一「後遺障害逸失利益と定期金賠償」加藤哲夫先生古稀祝賀『民事手続法の発展』（成文堂、2020年）168～174頁等。
- 7) 白石史子「定期金賠償の諸問題」森富義明＝村主隆行編著『交通関係訴訟の実務』（商事法務、2016年）281頁。
- 8) 一方で定期金賠償の許容性、要件は、実体法の問題であり、117条の問題ではないとされる。例えば、兼子一原著／松浦馨ほか編『条解民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2011）615頁〔上原敏夫〕等。
- 9) 仙台地判昭58・2・16交民集16巻6号1771頁。他に被害者の死亡を賠償の終期とする裁判例として、名古屋地判昭47・11・29判時696号205頁がある。
- 10) 勅使川原和彦「定期金賠償請求訴訟と処分権主義——民事訴訟における時間的価値の捕捉可能性の検討」早法81巻4号（2006年）126頁。
- 11) 抽象的損害計算とは、被害者の具体的事情を捨象した客観的な方法で調査・確定する作業を指す。北川善太郎「損害賠償論序説（Ⅰ）」論叢73巻1号（1963年）22頁。
- 12) もっとも、損害算定の基礎となった事情に変動があったとして、支払義務者の側から請求異議の訴えを提起することができるか否かは明らかではない。この場合、基準時後の事由として支払義務者による請求異議の訴えを肯定するものとして、例えば、山本弘「将来損害の拡大・縮小または損害額の算定基準の変動と損害賠償請求訴訟」同『民事訴訟法・倒産法の研究』（有斐閣、2019年）228～232頁（初出1996年）がある。
- 13) 勅使川原・前掲注10）127頁は、117条は賠償方式の変更を認めるものではないことを理由として一時金賠償を命ずる判決への変更を否定する。
- 14) 窪田充見「逸失利益の定期金賠償についての覚書」神戸68巻4号（2019年）54～55頁。
- 15) 兼子原著／松浦ほか編・前掲注8）615頁〔上原〕。
- 16) 当初から被害者が一時金賠償による救済を求めている場合、その認容判決確定後の賃金その他の水準に対する著しい変更は、一部請求論により処理される可能性がある（最判昭61・7・17民集40巻5号941頁）。定期金賠償を命ずる判決確定後、117条の直接適用又は類推適用によって、当該判決が一時金賠償を命ずる判決に変更された場合も上記と同様に解する余地はあるが、被害者の親族に変更後の事情を残部請求として改めて債務名義を獲得する負担を課することは不当である。